

琉球大学学術リポジトリ

さとうきび農業の再構築と対策の基本方向

メタデータ	言語: 出版者: 沖縄農業研究会 公開日: 2009-01-29 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 仲里, 正紀 メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/0002015418

さとうきび農業の再構築と対策の基本方向

仲里正紀

(沖縄県農林水産部)

1. さとうきび生産の現状と課題

沖縄農業におけるさとうきびの役割については、改めて説明するまでもないが、基幹作物として再認識する意味で、特に、本土復帰以降の農業動向とさとうきびの生産推移について概観してみたい。

本県の農業は本土復帰以来、沖縄振興開発計画に基づき、土地基盤整備をはじめ、特殊病害虫の根絶・防除、農業構造改善事業等、各種の施策推進により条件整備が進むに伴い、年々生産は増大し、昭和60年には農業粗生産額1,160億円と順調に拡大してきた。

しかし、昭和61年以降の農業生産は、花き及び肉用牛を除き、さとうきびをはじめ他の作物は横ばいないし減少しており、総じてさとうきびの生産低下を花き・肉用牛の増加によって一部補うかたちで推移し、ここ数年1,050億円～1,100億円台で停滞している。

その間のさとうきびの生産動向を概括的にみると、復帰前後における大きな自然災害（台風・干ばつ）や社会・経済の激動期（海洋博開催等）を除き、昭和52年以降～平成元年までは、自然条件に左右されながらもほぼ順調に生産が続けられ、生産量は150万トン～180万トンの水準を維持し、粗生産額も280億円～370億円と年によって上下をくり返しながら推移してきた。

また、農業全体に占める割合も30%～37%と大きなウエイトを占める等、さとうきびは、文字通り本県農業の基幹作物としての役割を果たしてきた。

しかし、さとうきびを巡る生産環境は、年々厳しくなる中で、近年急激に変化しており、特にここ3年来（平成2年～4年）の生産は111万～122万トン（粗生産額230億～250億円）と急速かつ大幅な減産が続き、農業全体に占める割合も平成3年は22%と低下（4年も更に低下が予測される）しており、本県農業を土台か

らゆるがしかなない状況にある（表1～2参照）。

また、さとうきびの大幅減産は、ひとり農業生産力の低下という一現象にとどまらず、加工部門（製糖工場）やその他の関連部門にも大きく影響しており、これまで続いてきた糖業体制を根本的に見直さなければならない事態に追いこまれている。

ところで、さとうきびがこれまで本県農業の基幹作物として広く栽培されてきた大きな理由は、他の作物に較べて、きびしい自然災害（台風・干ばつ）に耐える作物だからである。

因みに、さとうきびと農家のかかわりあい、農地の利用状況や栽培農家について概括的にみると、耕地面積の62%～68%が常にさとうきび栽培で占められ、また、82%～86%の農家がさとうきびを栽培する等、高い割合を占めている。

本県農業の振興発展を考える際、しばしば論議されることは、さとうきびの生産性や収益性の低さからこれに代る作物はないか否かである。

しかし、現状では、土地資源・農地の有効利用を図るうえで、さとうきびに代り、県全域の離島、へき地においても栽培可能な土地利用型作物は考えられない状況にある。

第三次沖縄振興開発計画においてもこのような実態を踏まえ諸々の条件を検討した結果、さとうきびは今後も本県農業の基幹作物として生産振興を図ることにしており、むしろこれを土台とした農業の大きな振興発展を期待している。

さとうきびはこのように、本県農業の振興発展に欠かせない作物であるが、近年、栽培農家の高齢化や担い手の減少、労働力の確保難、価格の抑制等に加えて、合理化が遅れたため、生産性低下による実質所得の減

少を来し、生産意欲の減退を招く等、多くの問題・課題を抱えている。

さとうきびを巡る生産環境は、このように厳しいものがあるが、しかし、さとうきびの将来についてはかならずしも暗い側面ばかりでなく、対策の如何により、むしろ明るい展望をもつものである。

さとうきび農業はこれまで、人力による小規模経営を中心とした生産が続けられたため、一般に所得が低く、農業では生活できないと言う考え方が支配的であ

ることから、これを改め、生産農家の所得水準を如何に引上げるかが、大きな課題である。

そのため県は、今後のさとうきび生産振興について、これまでの生産体制を改善し、経営規模の拡大と機械化による組織的な生産体制を中軸としたさとうきび農業の再構築を図ることとしている。

以下、生産振興に関する対策の基本方向について概略説明することとする。

表1 農業粗生産額とさとうきびの割合

(百万円, %)

年別	粗生産額計 (A)	サトウキビ (B)	花き (C)	肉用牛 (D)	豚 (E)	サトウキビ (B/A)	花き (C/A)	肉用牛 (D/A)	豚 (E/A)
昭48	45,119	13,811	—	2,641	8,097	30.6	—	5.9	17.9
49	54,185	17,366	—	2,172	10,296	32.0	—	4.0	19.0
50	64,847	20,484	—	2,198	13,704	31.6	—	3.4	21.0
51	75,859	23,933	—	2,945	14,233	31.5	—	3.9	18.8
52	80,708	28,393	—	2,964	14,171	37.4	—	3.7	17.6
53	86,074	31,320	—	2,999	15,728	36.4	—	3.5	18.3
54	87,951	28,750	—	3,366	16,565	32.7	—	3.8	18.8
55	936,118	27,082	2,258	4,290	17,173	28.9	2.4	4.6	18.3
56	101,868	33,635	4,120	4,616	15,558	33.0	4.0	4.5	15.3
57	105,438	32,306	5,672	4,661	17,823	30.6	5.4	4.4	16.9
58	106,836	36,791	6,765	4,358	18,247	34.4	6.3	4.1	17.1
59	111,351	36,682	8,257	4,447	19,070	32.9	7.4	4.0	17.7
60	116,047	37,374	8,942	4,995	19,495	32.2	7.7	4.3	16.8
61	111,737	31,483	9,841	5,594	19,247	28.2	8.8	5.0	17.2
62	110,833	33,673	10,556	6,449	17,890	30.4	9.5	5.8	16.1
63	105,011	29,442	11,569	7,082	17,095	28.0	11.0	6.7	16.3
平1	113,966	36,305	12,511	8,007	15,760	31.9	11.0	7.0	13.8
2	106,880	24,980	14,942	8,656	16,095	23.4	14.0	8.1	15.1
3	107,912	23,891	15,335	9,279	16,728	22.1	14.2	8.6	15.5

表2 さとうきび生産農家・栽培面積及び生産量の推移

(戸, ha, トン)

年別	農家総数 (A)	きび作 農家 (B)	割合 (B/A)	耕地面積 (C)	きび栽培 面積 (D)	割合 (C/D)	きび収穫 面積	平均単収	生産量
昭48	56,960	39,863	70.0	44,500	23,015	51.7	19,802	6,969	1,379,936
49	53,980	36,227	67.1	43,400	22,952	52.9	19,275	5,997	1,156,018
50	48,018	35,298	73.5	41,600	25,100	60.3	19,449	6,542	1,272,355
51	46,370	35,447	76.4	40,700	26,046	64.0	21,422	6,535	1,399,907
52	46,160	36,272	78.6	41,300	27,269	66.0	21,484	7,189	1,544,536
53	45,850	37,342	81.4	42,100	28,235	67.1	23,375	7,153	1,672,077
54	45,660	37,644	82.4	42,900	28,277	65.9	23,112	6,430	1,486,018
55	44,823	37,290	83.2	43,800	28,339	64.7	21,276	6,113	1,300,590
56	44,720	37,169	83.1	44,500	29,275	65.8	22,447	7,028	1,577,613
57	44,600	37,262	83.5	44,900	30,283	67.4	21,552	6,988	1,506,084
58	44,380	37,620	84.8	45,100	30,870	68.2	22,865	7,494	1,713,425
59	44,260	37,994	85.8	45,700	31,281	68.4	22,671	7,535	1,708,316
60	44,314	37,772	85.2	46,200	31,393	68.0	23,130	7,524	1,740,187
61	44,060	37,808	85.8	46,600	30,932	66.4	22,558	6,500	1,466,279
62	43,770	37,172	84.5	46,800	30,837	65.9	22,351	7,195	1,608,142
63	43,140	36,418	84.4	46,800	30,038	64.2	21,309	6,741	1,436,383
平1	42,420	35,058	82.6	46,800	28,954	61.9	20,994	8,475	1,779,322
2	38,512	32,994	85.7	47,000	27,897	59.4	20,397	5,975	1,218,729
3	38,340	31,458	82.1	47,100	26,072	55.4	18,841	6,151	1,165,067

2. 生産対策の基本方向

(1) 生産単位の改革(合理的な生産組織の育成)

さとうきびはこれまで、個別農家単位による小規模経営を主体とする生産に依存してきたが、今後はこれを改め、経営規模拡大による専作農家を育成するとともに、組織化(省力・協業化)された生産集団を主力とする低コスト生産体制に再編整備する。

そのため、基盤整備された連坦農地等を中心とした農地の利用集積を重点的に推進し、経営規模の拡大を図るとともに中核となる生産組織を積極的に育成・強化する。

近年のさとうきび生産不振の要因は、生産農家の高

齢化、担い手の減少、労働力の確保難、価格の抑制等の諸要因もさることながら、更にこれらの情勢変化に対応した合理化が立遅れたため、結果的に生産性の低下、農家の実質所得減少を来し、意欲減退につながったことが大きく影響している。

さとうきびが魅力ある作物として安定的に生産されるためには、専作農家の所得水準を大巾に引上げることが最も重要であり、そのため専作農家の標準所得を当面、800万~1,000万円水準に引上げるよう目標設定する。

これを実現するため、機械化一貫体系により合理化された生産組織(概ね20~30ha, 3~5人構成規模)を育成

し、地域条件に応じた団地形成を図る。

また、個人経営を志向する専作農家についても上記の趣旨に準じて合理化を推進するとともに、小規模農家についても収穫作業を中心とした協業化・農作業の委託等が円滑に推進されるよう受託組織（農業協同組合・機械銀行等）を育成・強化する。

(2) 農地の利用集積対策

経営規模を拡大し、機械化一貫体系により合理化された生産体制を整備するには、まず、農地の円滑な流動化がその前提であり、そのため県及び市町村・農協が一体となって、農地流動化を組織的に推進する。

農地の流動化については、関係者の理解と協力が不可欠の要件であるが、残念ながら現状においては流動化に関する各種施策の趣旨、内容等が一般に周知されていない状況にあり、特に、貸し手側（所有者等）の不安や誤解が根強く残っているため、農地が未利用のまま遊休化している実情にある。

このような現状を打開し、流動化を円滑に推進するためには、まず貸借双方の不安を除去することが肝要であることから、流動化制度の普及啓もうを通して、農地の貸し借りが契約期限どおり厳格に履行されること（農地法の適用除外）を徹底説明し、不安や誤解を解消するとともに、制度上の助成・恩典等を積極的に活用する必要がある。

そのため、流動化の取り組みにあたっては、貸借双方の信頼を高め、安心して貸し借りができるよう実際の貸借関係において、農業協同組合を中心とした公的機関が貸借の契約主体となり利用集積を図る。

なお、農地流動化の実質的な推進は、農業協同組合が中核となり設置されたさとうきび生産振興対策協議会（構成：県・市町村・農業委員会・農業協同組合・製糖工場）を主体に対応することとし、関係機関の農地情報（資料）に基づく利用調整を図る等、貸借双方の条件に応じた施策を推進し、分担実施する。

(3) 機械化の促進と効率利用

さとうきび生産不振の大きな要因は、収穫労働の確保難であり、この課題を克服し、基幹作物として安定的に生産するには機械化を早急に進める必要がある。

収穫労働を中心とする機械化については、これまで土地基盤整備の状況や本県に適した機械開発の遅れ等があって、一般に普及し難い状況にあった。

しかし、近年は土地基盤整備もほぼ42%（平成4年現在）に達しており、また収穫機の機能も大幅に改善される等、導入条件は一応備って来ている。

これらの情勢変化を踏まえ、また、収穫労働の省力化は緊急の課題であることから、当面、機械による収穫割合を40%（4年現在19%）水準に引上げるよう計画的に機械の導入を図る。

また、機械化にあたって最も重要なことは、導入機械施設の有効かつ効率利用を図ることであり、そのため、運用主体となる機械銀行、農業協同組合、その他の農作業受託組織等を早急に育成強化する。

更に機械化促進に伴うオペレーターの確保についても、特別研修講座及び資質向上のための研修を必要に応じて開設する等、早期養成確保を図る。

(4) バガス堆肥化による土づくり対策

さとうきびはこれまで、長年にわたり専ら化学肥料に依存する栽培が続いたため、土壌有機質の低下や酸性化が進むなど地力の低下を招き、生産性、品質停滞の大きな要因となっている。

このような現状を打開するには、これまでの栽培慣習を根本的に改め、有機質肥料（堆肥）増投による土壌改良、地力の増強を図ることが肝要である。

しかし、有機質肥料については、生産供給体制や価格面において、さとうきび栽培に利用し難い実情にあり、これを改善する必要がある。

そのため、有機質肥料の生産供給については、地域において豊富に産出されるバガス資源を主体に畜産排出物との組合せによる有効活用（耕畜の連携強化）を図り、有機質肥料の量産体制を整備するとともに、価

格についても、さとうきび栽培の使用に対し、特別な方策を講ずる等、有機質肥料の増投条件を積極的に整備推進する。

また、有機質肥料の生産供給を円滑に推進するため、主要原料となるバガス資源の活用は、当面工場産出量の30%利用を目標に将来は全量活用による畑地還元を図ることとする。

(5) 優良種苗早期普及体制の強化

さとうきびの生産性、品質停滞の今一つの要因は、品種開発の遅れもさることながら種苗に対する認識の甘さから不良苗（劣化した蔗茎苗）の長年使用や管理不足（欠株放置）等に加えて、優良種苗の普及方法において、種苗育成から農家普及にいたるまでの期間が

長く（3～4年）種苗の更新率が低いことも大きく影響している。

新しい品種の開発については、近年研究が進み、従来の奨励5品種から9品種に拡大されており、また平成5年～6年にかけて、有望視される数品種が新たに追加される予定である等、かなり進展している。

これらの奨励品種、有望品種等については地域条件に応じた普及を徹底指導することとするが、特に優良種苗の普及方法については、これまでの普及体制（原々種圃→原種圃→採集圃→農家）を根本的に改め、農家への普及速度を大幅に早めるため、地域ないし市町村単位を対象とした優良種苗の大量増殖施設を新たに設置するなど、農家需要に直接対応できる、早期普及・供給体制を整備強化する。